（政策評価・独立行政法人評価委員会令の一部改正）

第二条　政策評価・独立行政法人評価委員会令（平成十二年政令第二百七十号）の一部を次のように改正する。

附則を附則第一項とし、同項に見出しとして「（施行期日）」を付し、附則に次の一項を加える。

（独立行政法人評価分科会の所掌事務の特例）

2　独立行政法人評価分科会は、第五条第一項の表独立行政法人評価分科会の項下欄に掲げる事務をつかさどるほか、平成二十七年三月三十一日までの間、独立行政法人通則法の一部を改正する法律（平成二十六年法律第六十六号）附則第二条第一項の規定により読み替えてその例によることとされる同法による改正後の独立行政法人通則法第二十八条の二第二項、第二十九条第三項及び第三十五条の四第三項の規定に基づき委員会の権限に属させられた事項を処理する。

附　則

この政令は、公布の日から施行する。

経済産業省組織令の一部を改正する政令をここに公布する。

御　名　御　璽

平成二十六年六月十三日

総務大臣　新藤　義孝
内閣総理大臣　安倍　晋三

政令第二百十一号

経済産業省組織令の一部を改正する政令

内閣は、国家行政組織法（昭和二十三年法律第百二十号）第七条第五項及び第二十一条第四項の規定に基づき、この政令を制定する。

経済産業省組織令（平成十二年政令第二百五十四号）の一部を次のように改正する。

目次中「第百六十二条」を「第百六十三条」に改める。

第十三条第一項中「十四人」を「十五人」に改める。

第十八条中第三号を削り、第四号を第三号とし、第五号を第四号とし、第六号を第五号とする。

第十九条中第十三号を第十四号とし、第五号から第十二号までを一号ずつ繰り下げ、第四号の次に次の一号を加える。

五　経済産業省の保有する情報の公開に関すること。

第五十五条中「九課」を「八課」に、「大学連携推進課　技術振興課」を「技術振興・大学連携推進課」に、「認証課　基盤課」を「国際標準課　国際電気標準課」に改める。

第五十六条第二号中「関すること」の下に「（研究開発課の所掌に属するものを除く。）」を加え、同条第六号中「関すること」の下に「（研究開発課の所掌に属するものを除く。）」を加える。

第五十七条を次のように改める。

第五十七条　削除

第五十八条の見出し中「技術振興課」を「技術振興・大学連携推進課」に改め、同条中「技術振興課」を「技術振興・大学連携推進課」に改め、同条第一号中「及び大学連携推進課」を削り、同条第四号中「（大学連携推進課の所掌に属するものを除く。）」を削り、同条中第十号を第十一号とし、第九号を第十号とし、第八号の次に次の一号を加える。

九　大学等における技術に関する研究成果の民間事業者への移転の促進に関する法律（平成十年法律第五十二号）の施行に関すること。

第五十九条中第三号を第五号とし、同条第二号中「技術振興課」を「技術振興・大学連携推進課」に改め、同号を同条第四号とし、同条中第一号を第三号とし、同号の前に次の二号を加える。

一　鉱工業の科学技術に関する研究及び開発の企画及び立案並びに推進に関すること。

二　鉱工業の科学技術に関する研究及び開発に関する政策の評価に関すること。

第六十条第一号中「（認証課の所掌に属するものを除く。）」を削り、同条中第三号を削り、第五号を第八号とし、同条第四号中「関すること」の下に「（国際標準課及び国際電気標準課の所掌に属するものを除く。）」を加え、同号を同条第三号とし、同号の次に次の四号を加える。

四　鉱工業の科学技術の進歩及び改良を図るための技術上の情報及び研究材料の整備に関すること。

五　計量の標準の整備及び適正な計量の実施の確保に関すること（資源エネルギー庁の所掌に属するものを除く。）。

六　地質の調査及びこれに関連する業務を行うこと。

七　独立行政法人製品評価技術基盤機構の組織及び運営一般に関すること。

第六十条に次の一号を加える。

九　計量行政審議会の庶務に関すること。

第六十二条及び第六十三条を次のように改める。

（国際標準課の所掌事務）

第六十二条　国際標準課は、次に掲げる事務をつかさどる。

一　国際標準化機構に関すること。

二　工業標準の整備及び普及に関すること（国際電気標準課の所掌に属するものを除く。）。

三　工業標準に対する適合性の確認に関すること（国際電気標準課の所掌に属するものを除く。）。

（国際電気標準課の所掌事務）

第六十三条　国際電気標準課は、次に掲げる事務をつかさどる。

一　国際電気標準会議に関すること。

二　電気技術、電子技術及び情報技術の分野に係る工業標準の整備及び普及に関すること。

三　電気技術、電子技術及び情報技術の分野に係る工業標準に対する適合性の確認に関すること。

第百五十一条を次のように改める。

第百五十一条　削除

第百五十八条中「四課」を「五課」に、「新事業促進課　創業・技術課」を「小規模企業振興課　創業・新事業促進課　技術・経営革新課」に改める。

第百五十九条第一号中「新事業促進課及び創業・技術課」を「創業・新事業促進課及び技術・経営革新課」に改め、同条第三号を削り、同条第四号中「新事業促進課及び商業課」を「他課」に改め、同号を同条第三号とする。

第百六十二条を第百六十三条とする。

第百六十一条の見出し中「創業・技術課」を「技術・経営革新課」に改め、同条中「創業・技術課」を「技術・経営革新課」に改め、同条中第一号を削り、第二号を第一号とし、第三号を第二号とし、同条に次の一号を加える。

三　中小企業の新たな事業活動の促進に関する法律の施行に関すること（同法第九条第一項に規定する経営革新計画に関することに限る。）。

第百六十一条を第百六十二条とする。